

住宅への助成や耐震診断をご利用ください

市は、住宅関係の助成事業や耐震診断を行っています。希望する人は、契約や工事を行う前に手続きが必要ですので、あらかじめ市都市計画課にご相談ください。

1 安全安心リフォーム工事助成事業

次のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象住宅	申請者が床面積の2分の1以上を所有する住宅(併用住宅の場合は住居部分)
対象工事	次の全ての要件を満たすリフォーム工事 ・床の段差解消・手すり設置(1室以上) ・家具などの転倒防止器具を2カ所以上設置 ・住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持や、機能向上のための改築、増築のリフォーム工事
補助額	工事費用の3分の2(上限20万円)
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を置く法人
募集件数	15件
募集期限	9月30日(金)(先着順)

2 げけ地近接等危険住宅移転事業

危険住宅の移転を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象者	「危険住宅」の移転を行う人(現時点で居住実態のある住宅。※空家不可) ※「危険住宅」とは、次のいずれかに該当する区域内に存在する、法律や条例などに適合しない住宅 イ 災害危険区域 ロ 建築制限区域 ハ 土砂災害特別警戒区域
対象費用	①危険住宅の除却工事(撤去費・動産移転費・跡地整備費など)に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設や購入に要する資金を、金融機関などから借り入れた場合の当該借入金利子の支払いに要する費用(これに必要な土地の取得を含む)
補助額	①除却工事などに要する費用の額(上限97万5,000円) ②建設や購入などに係る当該借入金利子に相当する額(予算の範囲内)
募集件数	除却1件、建設・購入1件(予算の範囲内)
募集期限	9月30日(金)(先着順)

3 木造住宅耐震診断等事業

耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行います。

対象住宅	次の全てに該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅(持家・貸家を問いません) ・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・過去にこの制度による耐震診断を受けていないこと
耐震診断の額	3,000円(条件により無料になる場合があります)
その他	・家具などの転倒防止器具の取り付けを、3カ所まで無料で実施(取り付け・器具代含む)
募集件数	5件
募集期限	9月30日(金)(先着順)

4 木造住宅耐震補強工事助成事業

木造住宅やブロック塀などの耐震補強工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象建築物	次の全てに該当する建築物 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅(持家・貸家を問いません) ・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・(一財)日本建築防災協会が定めた判定基準で、総合評価が1.0未満と判定された建築物を、1.0以上に耐震補強するもの
対象建築物	次の全てに該当する建築物 ・道路や避難道路沿いに建つ住宅に付随する、危険なブロック塀や擁壁などのうち、道路に面する部分 ・建築基準法などで定める基準以上で耐震補強を実施するもの、撤去するもの、または生垣に造り替えるもの
対象者	次の全てに該当する人 ・市税その他市に対する債務を滞納していないこと ・過去にこの制度による補助を受けていないこと
対象費用	耐震改修計画作成や耐震改修に要した経費
補助額	次のどちらかに限る ・対象建築物 経費の5分の4以内の額(上限100万円) ※建築物と建築物を同時に工事する場合も上記と同様の額 ・対象建築物 経費の3分の2以内の額(上限20万円)
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を有する法人
募集件数	若干数(予算の範囲内)
募集期限	9月30日(金)(先着順)

問い合わせ 市都市計画課 建築住宅係 ☎ 27-8435

新型コロナワクチン接種のお知らせです

3回目の接種予約

3回目接種のための市予約コールセンター、LINEでの受け付けは終了しました。接種を希望する人は、市新型コロナワクチン接種推進室(☎ 22-4567、☎ 22-4568)へご連絡ください。

小児(5~11歳)の接種予約

小児(5~11歳)接種のための市予約コールセンターでの受け付けは終了しました。接種を希望する人は、市新型コロナワクチン接種推進室(☎ 22-4567、☎ 22-4568)へご連絡ください。

対象者を限定して4回目接種を始めます

国は、新型コロナワクチンの4回目接種を、新型コロナウイルスに感染した際の重症化予防を目的に、対象者を3回目接種から5カ月以上経過した次の①~③の人に限定して進めることとしました。

対象 ① 60歳以上の人 ② 18~59歳の基礎疾患がある人
③ 18~59歳の新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた人
※②、③の人は、接種の努力義務の対象外です

接種券の発送 6月下旬から順次発送

接種場所・日程 市内医療機関、集団接種(イオンタウン釜石会場)で7月下旬から開始予定
詳しくは、広報かまいし6月15日号でお知らせします。

相談窓口

- 医学的な知見が必要な専門的な相談は、岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター(☎ 0120-895-670)にご相談ください。
- その他、コロナワクチンの接種に関して困りごとがある場合は、市の窓口にお問い合わせください。
市健康推進課 新型コロナワクチン接種推進室 ☎ 22-4567 ☎ 22-4568(直通)

子どもと妊産婦に対する医療費給付を拡充します

現在、小学生以上の子どもと妊産婦への医療費給付は、保護者の前年の所得が制限額以下の人を対象に、保護者の住民税の課税状況により一定の自己負担額を設けて実施しています。安心して出産し、健やかに子どもが成長できるまちづくりを目指して、8月1日からこの所得制限を撤廃し、自己負担額を無償化します。

- 対象 ● 18歳以下の人(18歳に達して以後最初の3月31日まで)
● 妊娠5カ月以上の妊婦と、出産した月の翌月末日までの産婦

申請方法

- 子ども 子ども医療費給付制度に申請したことがない対象者は、申請が必要です。申請が必要な人には、5月下旬に申請書を郵送しました。申請書は、市市民課医療給付係または各地区生活応援センターへ持参するか、同封の返信用封筒で返送してください。

また、対象となる年齢の子がおり「現在、受給者証の交付を受けている人」「これまで申請したことがあり、現在は非該当の人」には、申請書を送付せず、7月下旬に受給者証を郵送します。

- 妊産婦 申請したものの所得制限により却下となった妊産婦で、令和4年8月以降も対象となる期間がある人には、7月下旬に受給者証を郵送します。

申請期限

6月27日(月)
※期限を過ぎても受け付けますが、9月以降に申請した場合、申請月の初日からの受給となります。

現在				令和4年8月診療分から			
	未就学児	小学生から高校生	妊産婦		未就学児	小学生から高校生	妊産婦
対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人		・妊娠5カ月以上の妊婦 ・出産した月の翌月末日までの産婦	対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人		・妊娠5カ月以上の妊婦 ・出産した月の翌月末日までの産婦
自己負担額	なし	レセプトごとに外来1,500円、入院5,000円(保護者が市町村民税非課税の場合は自己負担額なし)	レセプトごとに外来1,500円、入院5,000円(本人および配偶者が市町村民税非課税の場合は自己負担額なし)	自己負担額	なし	なし	なし
所得制限	なし	あり	あり	所得制限	なし	なし	なし

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎ 27-8491